

# 豚コレラ・アフリカ豚コレラの 「特定症状※」が確認されたら、 直ちに通報してください！

※特定症状：家畜伝染病予防法第13条の2第1項に基づき  
農林水産大臣が指定する以下の1～3の何れかの症状

## 特定症状

- 1 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑(チアノーゼ)がある(1頭でも)
- 2 同一畜房で、概ね一週間以内に以下の何れかの症状を示す豚が増加している
  - (1) 摂氏40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退
  - (2) 便秘、下痢
  - (3) 結膜炎(目やに)
  - (4) 歩行困難、後駆麻痺、けいれん
  - (5) 痩せている、毛づやが悪い、発育不良(ひね豚)
  - (6) 流死産等の異常産
  - (7) 皮下出血、皮膚に赤い斑点、天然孔からの出血、血便
- 3 同一畜舎内で、概ね一週間以内に複数頭が突然死亡する
- 4 血液検査で、複数頭に以下の何れかの所見がある
  - (1) 白血球数の減少(1万個未満/ $\mu\text{l}$ )
  - (2) 好中球の左方移動



飼養豚は毎日観察するとともに、

**特定症状が確認された場合は、直ちに通報ください！**

【姫路家畜保健衛生所】TEL:079-240-7085 緊急時: 090-5967-0034・0035  
【朝来家畜保健衛生所】TEL:079-673-2331 緊急時: 090-5967-0038・0039  
【淡路家畜保健衛生所】TEL:0799-45-2411 緊急時: 090-5967-0040・0041

最新情報は・・・

【兵庫県の家保ホームページ】 <http://www3131.ec-net.jp/>

【農林水産省ホームページ】 <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/>